

「私のしごと館」改革実行計画（アクションプラン）における改善目標

○ 各事業のサービス利用者延べ人数

⇒ 52万人（H17年度）→57万人（H21年度）〈9.6%増〉

○ サービス利用者からの高評価の獲得

⇒ 回答者の8割以上から高評価を得る

○ 自己収入額

⇒ 1.1億円（H17年度）→2.2億円（H21年度）〈100%増〉

○ 運営費交付金に係る支出額

・ 事業費

⇒ 13.8億円（H17年度）→9億円台（H21年度）〈28.3%減〉

・ 人件費

⇒ 3.8億円（42人）（H17年度）→2.6億円（33人）（H21年度）〈31.6%減（21.4%減）〉

博物館等の収支率(平成18年度決算ベース)

(単位:百万円)

施設名	①自己収入額 (入館料収入等)	②支出額(補助金に対応する 支出項目を除く)	②支出額(補助金に対応する 支出項目を除く)		収支率(%) ①/②
			運営費	人件費	
私のしごと館	137	1,613	1,317	296	8.5
国立博物館 ・東京国立博物館 ・京都国立博物館 ・奈良国立博物館 ・九州国立博物館	1,529	6,864	4,781	2,083	22.3
国立科学博物館 ・上野本館 ・新宿分館 ・自然教育園 ・筑波実験植物園 ・産業技術史資料情報センター	644	3,490	2,306	1,183	18.5
国立美術館 ・東京国立近代美術館 ・京都国立近代美術館 ・国立西洋美術館 ・国立国際美術館 ・国立新美術館	777	4,201	3,004	1,197	18.5

(注1)国立美術館の平成18年度決算は未公表のため、平成17年度決算の数字であること。

(注2)四捨五入の関係で積み上がらない場合があること。

国立博物館、国立科学博物館、国立美術館の平均収支率: 19.8%

(注3)支出額から補助金に対応する支出項目を除いていること。

(注4)国立美術館の支出額(運営費)からは、非償却資産である美術品・収蔵品の取得支出額(1,810,070,068円)を除いていること。

(注5)国立博物館、国立科学博物館及び国立美術館の数字は、各独立行政法人のHPからの情報を基に厚生労働省が作成したものであること。

「私のしごと館」と主な国立博物館等の入館料金

施設名	一般	大学生	高校生	中学生	小学生	未就学児	その他
東京都国立博物館	600円	400円	無料	無料	無料	無料	・特別展は別料金
（団体20名以上）	500円	300円	無料	無料	無料	無料	
京都国立博物館	500円	250円	250円	無料	無料	無料	・特別展覧会は別料金 ・特別展覧会観覧料で平常展観覧可
（団体20名以上）	400円	200円	200円	無料	無料	無料	
奈良国立博物館	500円	250円	250円	無料	無料	無料	・特別展・共催展は別料金
（団体20名以上）	400円	200円	200円	無料	無料	無料	
九州国立博物館	420円	130円	130円	無料	無料	無料	・特別展は別料金
（団体20名以上）	210円	70円	70円	無料	無料	無料	
国立科学博物館（上野本館）	600円	600円	無料	無料	無料	無料	・特別展は別料金
（団体20名以上）	300円	300円	無料	無料	無料	無料	
東京国立近代美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・特別展・共催展は別料金
（団体20名以上）	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
京都国立近代美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・企画展は別料金 ・企画展観覧料で常設展（コレクション ギャラリー）観覧可
（団体20名以上）	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
国立西洋美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・企画展は別料金 ・企画展観覧料で常設展観覧可
（団体20名以上）	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
国立国際美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・特別展・共催展は別料金
（団体20名以上）	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
国立新美術館	—	—	—	—	—	—	・入館料は徴収しておらず、自主企画 展・共催展・公募展の観覧時に要料金
（団体20名以上）	—	—	—	—	—	—	
私のしごと館	700円	500円	300円	300円	200円	無料	・職業体験は別料金
（団体20名以上）	550円	400円	250円	250円	150円	無料	

収支についての考え方の方向性

- 職業体験事業自体は、コストがかかる事であり、それ自体の収支均衡は困難ではないか。
- 包括民間委託に当たり、民間事業者に大幅な裁量を与えることにより、職業体験事業以外の事業については、事業の廃止等による経費の節減や、事業の廃止等に伴う施設用途の転用による収入増による収支改善が可能ではないか。
- 類似施設（博物館等）については、業務の内容・性質や収支構造について、違いがあるか。
- 上記を勘案し、次のような案についてどう考えるか。

（案1）アクションプランの目標を前提とする考え方

（案2）類似施設（博物館等）の収支率を目標とする考え方

（案3）類似施設（博物館等）の収支率を最低限の目標とし、さらに大幅な収支改善を図ることを目標とする考え方

（案4）収支均衡を図ることを目標とする考え方

指定管理者制度導入により企業に運営を委託している博物館等の委託期間

平成19年2月現在

館名	設置者	指定管理者	委託期間
北海道立釧路芸術館	北海道	NTT北海道グループ共同事業体	4年
島根県立美術館	島根県	(株)SPSしまね	3年
長崎歴史文化博物館	長崎県、長崎県長崎市	(株)乃村工芸社	5年
加賀アートギャラリー	石川県加賀市	加賀市総合サービス(株)	3年
飛騨民俗村	岐阜県高山市	(有)トータルプランニングオフィス飛騨	3年
備前長船刀剣博物館	岡山県瀬戸内市	おさふね街づくり(株)	3年
北九州市立小倉城庭園	福岡県北九州市	北九州まちづくり応援団(株)	3年

※指定管理者制度：多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの（総務省自治行政局長通知）

※文化庁からの資料を基に作成したものであること。ただし、委託期間については、指定管理者又は設置者への電話による聞き取りの情報であること。

指定管理者制度による受託年度別の運営方針の例

○ 博物館を運営受託しているA社の例

受託期間：5年間（ワンサイクル：3年間）

